

ファクシミリ送信票

告 8 6

令和元年11月13日

あ て 先	官公庁・会社名		
	部 課 係 名	蘭越町	
	担 当 者 名	小林総務課長 様	
	電 話 番 号	※ Fax 番号 0136-57-5112	
件 名	契約者の地位の承継に関する変更契約書について		
枚 数	本票ほか計 2 枚(A4 2枚)		
<p>いつもお世話になってます。 別紙のとおり、変更契約書(案)を送りますので、確認願います。</p>			
送 信 者	北海道後志総合振興局森林室 主 幹 徳永 昇 倶知安町南4条西1丁目 電 話 0136-22-1152 FAX番号 0136-22-3749 E-mail: XXXXXXXXXX		

長	町長	幹	長	係	議

連帯保証人の変更について本書のとおり
 承諾してよろしいか伺います。 R元.11.14 追呈

契約者の地位の承継に関する変更契約書 (案)

R元-12-23
 押印
 JRT 佐藤

平成 28 年 10 月 28 日付けで北海道 (以下「甲」という。)^{及び} 苫越町 (以下「乙」という。)、
 有限会社 JRT トレーディング (以下「丙」という。) との間に締結した契約者の地位の承継に関する契約書 (以下
 「原契約書」という。) の一部を次のとおり変更する契約を締結する。

【原契約書中の (丁) の変更】

「連帯保証人(丁)

住所 北海道虻田郡ニセコ^町 曾我 885 番地 3

氏名 MMP Resources Japan 株式会社

代表取締役 

を

住所 北海道虻田郡倶知安町^山 山田 191 番地 19

氏名 ヨウテイ・インベストメンツ・ピーティーワイ・リミテッド

日本における代表者 

に変更する。

この契約を証するため、本書を 4 部作成し、各当事者記名押印の上、各自その 1 通を保有
 するものとする。

令和元年(2019年) 月 日

甲 北海道
 北海道後志総合振興局長 北 谷 啓 幸 印

乙 北海道磯谷郡苫越町 258 番地 5
 苫 越 町 長 金 秀 行 印

住所 北海道虻田郡ニセコ町宇東山 24 番地 3
 丙 氏名 有限会社 JRT トレーディング
 取締役  印

住所 北海道虻田郡倶知安町^山 山田 191 番地 19
 丁 氏名 ヨウテイ・インベストメンツ・ピーティーワイ・
 リミテッド
 日本における代表者  印

契約者の地位の承継に関する契約書

北海道（以下「甲」という。）、蘭越町（以下「乙」という。）、有限会社JRTトレーディング（以下「丙」という。）及びMMP Resources Japan 株式会社（以下「丁」という。）は、平成28年4月1日付けで甲、乙によって締結された「適有林野貸借契約」（以下「現契約」という。）に係る事項について、次のとおり契約する。

（現契約における乙の地位の丙への承継）

第1条 乙は、現契約における乙の甲に対する一切の権利及び義務を丙に承継するものとし、また、乙は、丙への承継後、現契約における一切の義務を免れるものとし、甲はこれらを承認するものとする。

（現契約における乙の地位の丙への承継に伴う連帯保証）

第2条 丁は、この契約に基づき、甲に対して、丙と連帯して債務の履行の責めを負うものとする。

2 丙は、丁が民法（明治29年法律第89号）第450条第1項に定める資格を欠くに至ったときは、遅滞なく、新たに連帯保証人を立てなければならない。

（索道事業の再開等に係る事項）

第3条 丙は、現在休止している索道事業について、早期に再開を目指すとともに再開までの間においても十分な安全対策を講じるものとする。

（現契約第20条に係る事項）

第4条 甲、乙、丙及び丁は、現契約第20条の原状回復とは、昭和42年の当該スキ一場の開発前における森林の状態への復元を指すことを確認する。

（契約に定めのない事項）

第5条 この契約に定めのない事項又は、疑義のあるときは、必要に応じて甲、乙、丙及び丁が協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書を4通作成し、各当事者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成28年10月28日

甲 北海道
北海道後志総合振興局長 橋本

乙 北海道磯谷郡蘭越町258番地5
蘭越町長 宮谷内 留

丙 北海道虻田郡ニセコ町字栗山24番地3
有限会社JRTトレーディング
取締役 カナハン・クレイトン・アンソ

丁 北海道虻田郡ニセコ町字曾我885番地3
MMP Resources Japan 株式会社
代表取締役 佐藤 文美